

参考資料 9

特定防除資材（特定農薬）指定のための評価に関する指針について（お知らせ）

※農林水産省と同時公表

平成16年3月1日（月）
環境省環境管理局水環境部
農薬環境管理室
室長 早川 泰弘（6640）
室長補佐 更田真一郎（6641）
担 当 三國 知（6643）

農薬取締法（昭和23年法律第82号）第2条第1項に規定する特定農薬（特定防除資材と通称）については、別紙のとおり、特定防除資材（特定農薬）指定のための評価に関する指針を農林水産省と共同で定め、各都道府県及び関係団体へ別添のとおり通知しましたのでお知らせします。

今後、特定防除資材の指定は、この指針を踏まえ薬効と安全性の評価を行っていくこととしています。

添付資料

別紙 特定防除資材（特定農薬）指定のための評価に関する指針

別添 各都道府県及び関係団体通知文書

特定防除資材（特定農薬）指定のための評価に関する指針

I 目的

本指針は、農薬取締法第2条第1項の規定により特定防除資材（特定農薬）を指定するに当たって必要な薬効及び安全性に関する評価の考え方を示すものである。

II 特定防除資材指定のための評価に関する基本的考え方

特定防除資材は、原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかであると確認された農薬でなければならない。したがって、特定防除資材の指定に当たっては、次の点が科学的に評価されることが必要である。

1 薬効

病害虫や雑草に対する防除効果又は農作物等の生理機能の増進若しくは抑制の効果が確認されること

2 安全性

農作物等、人畜及び水産動植物への安全性が確認されること

III 指定に係る手続

1 特定防除資材の検討対象とする資材の範囲

検討対象とする資材の範囲は、農薬取締法第1条の2第1項に規定する農薬及び同条第2項の規定により農薬とみなされるもののうち、以下に掲げるもの以外のものとする。

- (1) 原則として化学合成された物質であるもの（食品を除く。）
- (2) 抗生物質
- (3) 天敵微生物（弱毒ウイルスを除く。）
- (4) 有効成分以外の成分として化学合成された界面活性剤等の補助成分が入っているもの

2 検討対象資材の評価優先度

優先して評価する検討対象資材は、主に以下の点を踏まえ、農林水産省及び環境省が協議の上決める。

- (1) 安全性に懸念があるとの情報があるもの
- (2) 現に当該資材の使用が相当程度普及しているもの
- (3) 評価に必要な資料が整っているもの

3 指定の手順

特定防除資材の指定に当たっては、まず農林水産省及び環境省において検討対象資材について評価に必要な資料を整理する。次に両省が整理した資料並びに農林水産大臣及び環境大臣が食品安全委員会から意見聴取した当該資材の食品健康影響評価結果を踏まえつつ、農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壌農薬部会農薬専門委員会合同会合（以下「合同会合」という。）は、薬効、安全性に

関して評価を行う。

合同会合で特定防除資材として指定することが妥当であるとされた評価対象資材について、パブリック・コメント手続を経た後、農林水産大臣及び環境大臣は農業資材審議会の意見を聴取する。農業資材審議会で特定防除資材とすることが適当とされたものについて、農林水産大臣及び環境大臣は特定防除資材の指定を行う。

IV 特定防除資材の評価に必要な資料

1 資料の種類

特定防除資材の評価は、原則として、以下に掲げる資料に基づき行うこととする。

ただし、検討対象となる資材が広く食用に供されるものにあつては(4)の②のイ及びウを、広く食用に供されるものの抽出物にあつては抽出方法によっては(4)の②のウを、それぞれ省略することができるものとする。

また、評価の過程において必要と認められた場合、さらに必要な資料を追加することができるものとする。

(1) 資料概要

(2) 物理的・化学的性状及び成分規格に関する資料

- ① 名称（一般名、化学名等）
- ② 原材料（当該資材の原材料すべて）
- ③ 可能な範囲での有効成分及びその他の含有成分（名称及び構造式又は示性式）
- ④ 含量規格（有効成分の含量を％で表示。有効成分が複数の場合はそれぞれについて記載）
- ⑤ 製造方法
- ⑥ 性状（色、におい、形状等）

(3) 薬効に関する資料

(4) 安全性に関する資料

- ① 薬害（農作物に関する安全性）に関する資料
- ② 人畜に対する安全性に関する資料
 - ア 急性経口毒性試験
 - イ 変異原性試験（復帰突然変異試験）
 - ウ 90日間反復経口投与毒性試験
 - エ 暴露評価に係る試験（作業員暴露、作物残留及び環境残留）
 - オ 評価対象資材に含まれる物質の構造活性に関する資料
- ③ 水産動植物に対する安全性に関する資料

(5) 使用方法・普及状況等に関する資料

2 薬効に関する資料及び評価の目安（1の（3）関係）

(1) 評価に必要な資料

① 試験成績等に係る資料

公的試験研究機関において実施された試験成績を2例以上必要とし、資材の種類により以下の要件を満たすものとする。

ア 病害虫又は雑草の防除に使用する資材の場合

同一の病害虫又は雑草に対する野外（実際の栽培時に使用される場所をいい、ガラス室、ビニールハウス等の施設内を含む。以下同じ。）での防除効果試験成績であつて、試験成績の結果として防除価^(註)を算出したもの。ただし、種

子消毒に用いる資材に係る防除効果試験成績は野外で試験されたものである必要はない。

(注) 防除価とは無処理区における病害虫の被害を100とした場合の処理区の防除効果の程度を示す指数をいい、次式で計算される。

$$\text{防除価} = 100 - (\text{処理区の被害} / \text{無処理区の被害}) \times 100$$

イ 農作物の生理機能の増進又は抑制に使用する資材の場合
同一の農作物に対する野外での生理機能の増進又は抑制効果に関する試験成績

② その他必要な資料

供試農作物等の名称、評価対象資材使用時期の生育段階、対象病害虫・雑草名、当該防除資材の使用方法（使用時期、回数、散布方法、単位面積当たり使用量、希釈する場合は希釈倍数）等薬効に関し農薬登録に必要とされる事項とおおむね同様の事項を記載した資料

(2) 検討対象資材の薬効が確認される目安

① 病害虫又は雑草の防除に使用する資材の場合

防除価がいずれの試験においても50以上であること

② 農作物の生理機能の増進又は抑制に使用する資材の場合

効果の種類が多岐にわたるため、植物生理学の専門家の意見も踏まえ個別に確認

3 安全性に関する資料及び評価の目安(1の(4)関係)

(1) 薬害

① 評価に必要な資料

当該検討資材に係る薬害に関する文献等。一般的な使用方法としては想定されない方法によって使用されたときに薬害が発生するおそれがある場合には、その旨の情報

② 検討対象資材の薬害がないことが確認される目安

薬害の発生に関する情報がないこと

(2) 人畜に対する安全性

① 評価に必要な資料

ア 原則として、GLP試験研究機関において実施された以下の文献等（学術論文等として発表されたものではなくても可）

(ア) 急性経口毒性試験（ラット等を用いた試験により概略の致死量を求めるとともに動物の中毒症状や状態を記録したもの）

(イ) 変異原性試験（細菌を用いた復帰突然変異試験（Ames試験））

(ウ) 90日間反復経口投与毒性試験（ラット等を用いた試験により動物の中毒症状や状態を記録したもの）

(エ) 有害性の報告があるものにあつては、暴露評価に係る試験（作業員暴露、作物残留及び環境残留）

イ 評価対象資材に含まれる物質の構造活性に関する資料

② 検討対象資材の人畜に対する安全性が確認される目安

①のアの試験成績により安全性が確認されていること。なお、評価の際には、

当該検討対象資材の腐敗、かびの発生等二次的な悪影響の有無についても確認する。

(3) 水産動植物に対する安全性

① 評価に必要な資料

当該検討対象資材に係る魚毒性に関する信頼できる文献等の調査結果

② 検討対象資材の水産動植物に対する安全性が確認される目安

コイに対する48時間後の半数致死濃度が10ppmを超え、かつミジンコ類に対する3時間後の半数致死濃度が0.5ppmを超えること（登録農薬でいう魚毒性A）

4 使用方法・普及状況等に関する資料（1の（5）関係）

薬効があり、安全性上の問題がないと考えられる通常の使用方法及び使用上の注意事項として使用者に伝えるべき事項並びに資材の使用面積・使用者数等普及状況等に関する資料

(別添)

15消安第6522号
環水土発第040301001号
平成16年3月1日

／都道府県知事\
各 殿
＼関係団体／

農林水産省消費・安全局長

環境省環境管理局水環境部長

特定防除資材（特定農薬）指定のための評価に関する指針について

農薬取締法（昭和23年法律第82号）第2条第1項ただし書に規定する特定農薬については、これまで食酢、重曹及び使用場所の周辺で採取された天敵を指定しているところであるが、この度、別紙のとおり、特定防除資材（特定農薬）指定のための評価に関する指針を定めたので、御了知の上、（関係者への）^(注)周知方よろしく願います。

(注)：関係団体あてについては、()内は「貴傘下団体等あて」